

長期療養等により定期予防接種を受けることができなかった方へ

長期にわたる療養を必要とする疾患等の「特別の事情」により、定期接種対象年齢の間に接種を受けることができなかった方が、当該事由が消滅してから2年以内(高齢者肺炎球菌は1年以内)に接種をすれば、定期接種として接種していただける制度です。

※神戸市の審査にて認定された方が対象となります。

1 対象となる方

「特別の事情」により、やむを得ず定期接種を受けることができなかった神戸市民の方

2 制度を利用する方法と申請期限

所定の様式にて接種前に申請してください。

審査にて「特別の事情」により定期接種を受けることができなかったと認定された場合に、接種に必要な書類を送付します。その後、医療機関で接種を受けてください。(接種後の申請は受け付けていません)

【接種可能な期間及び申請期限】

「特別の事情」がなくなった日(接種が可能になった日)から起算して、

➤ こどもの定期予防接種は2年以内

(ただし、BCGは4歳未満、小児肺炎球菌は6歳未満、Hibは10歳未満、四種または五種混合は15歳未満であること。ロタウイルスは対象外。)

➤ 高齢者肺炎球菌の場合は1年以内

(インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は対象外)

※ 受付から結果の通知までに1か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

3 「特別の事情」に該当する状態

以下の表1～3のいずれかに該当する場合

1	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと	
	① 免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病	重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症など
	② 免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病	白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群など
	③ ①又は②の疾病に準ずると認められるもの	
2	臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。)	
3	医学的知見に基づき1又は2に準ずると認められるもの	

4 申請に必要な書類と提出先

①申請に必要な書類

- ☐ 定期予防接種特例実施申請書(様式1)

※主治医記入欄等の記載は、特別の事情について記載いただける医師(受診歴がある等)・所管部署にご依頼ください。

【申請書の入手方法】

- ① 市ホームページから印刷する (右記バーコード▶)
- ② 住民登録のある区役所で配付している申請書を入手する



- ☐ (こどもの定期予防接種のみ) 母子健康手帳の予防接種の記録欄(写)

※接種歴記載のないページも含めた全てのページを提出してください。

※母子健康手帳がない場合は、これまでの予防接種歴がわかる書類を提出してください。

②提出先

神戸市保健所保健課予防接種担当 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

5 接種を受けるまでのながれ

- ① 申請書に必要事項を記入し、接種ができなかった事情について主治医等に記載を依頼してください。
- ② 上記の宛先へ必要書類を郵送してください。
- ③ ご提出いただいた書類をもとに神戸市で審査を行い、書面で結果をお知らせします。認定された場合は接種に必要な書類(予防接種実施依頼書等)を送付します。結果のお知らせは、記載内容について主治医等への確認を行うなどにより、申請書受理後1か月程度要する場合があります。
- ④ 接種を受けられる医療機関に必要な書類(予防接種実施依頼書)と、母子健康手帳を持参し、依頼書に記載の接種期間内に接種を受けてください。

6 留意事項

- ① 必ず接種前にお手続きください。実施依頼書を交付する前に接種された場合、接種料を助成することはできません。接種後の申請は受け付けていません。
- ② 提出いただいた書類に不備・不足があると手続きに時間を要することがあります。

■詳しくは、市ホームページでご確認ください。

神戸市 予防接種



■問い合わせ先:各区役所・支所 お問い合わせセンター(平日8時45分~17時30分)



東灘区役所 841-4131
灘区役所 843-7001
中央区役所 335-7511

兵庫区役所 511-2111
北区役所 593-1111
北神区役所 981-5377

長田区役所 579-2311
須磨区役所 731-4341
北須磨支所 793-1212

垂水区役所 708-5151
西区役所 940-9501
玉津支所 965-6400

電話でのお問い合わせは、オペレーターに「保健福祉課保健担当へ」とお伝えください。